一　施行者の名称　秋田県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十三年建設省告示第二千三百三十五号鹿角都市計画及び小坂都市計画下水道事業米代川流域下水道（鹿角処理区）
三　事業施行期間　自昭和六十三年十二月八日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第百二十九号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、公告する。
平成二十八年九月九日
近畿地方整備局長　池田　豊人

名称　国営飛鳥・平城宮跡歴史公園
位置　奈良県高市郡明日香村大字阿部山、大字大根田及び大字檜前
区域　別紙図面のとおり（略）
（国土交通省近畿地方整備局に閲覧所を設け、平成二十八年九月九日から二週間公衆の閲覧に供する。）
供用開始の期日　平成二十八年九月二十四日

人事異動

内閣

○内閣総理大臣海外出張
内閣総理大臣安倍晋三はロシア国へ出張のところ九月三日帰朝した。
○経済産業大臣臨時代理解職
国務大臣　山本　早苗（高市　早苗）
経済産業大臣世耕弘成帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
同　山本　早苗（高市　早苗）
内閣府特命担当大臣世耕弘成帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当）事務代理を免ずる（以上九月三日）
○内閣総理大臣海外出張
内閣総理大臣安倍晋三は九月四日中華人民共和国及びラオス国へ出張のため出発した。
○財務大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗（高市　早苗）
財務大臣麻生太郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣に指定する
同　山本　早苗（高市　早苗）
内閣府特命担当大臣麻生太郎海外出張不在中内閣府特命担当大臣（金融担当）事務代理を命ずる（以上九月四日）
○財務大臣臨時代理解職
国務大臣　山本　早苗（高市　早苗）
財務大臣麻生太郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
同　山本　早苗（高市　早苗）
内閣府特命担当大臣麻生太郎帰朝につき内閣府特命担当大臣（金融担当）事務代理を免ずる
○厚生労働大臣臨時代理
同　松本　純
厚生労働大臣塩崎恭久海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に厚生労働大臣の職務を行う国務大臣に指定する
（前橋地方裁判所判事）判事　八木　一洋
簡易裁判所判事に兼ねて任命する（以上九月五日）
国務大臣　山本　幸三
内閣府特命担当大臣石原伸晃海外出張不在中内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）事務代理を命ずる（九月六日）

国土交通省

大塚　弘美
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構監事に任命する（再任）
（北海道開発局開発監理部長）
国土交通事務官　本田　亘克
辞職を承認する
（国土地理院総務部長）同　山本　健一
北海道開発局開発監理部長に昇任させる
（大臣官房審議官）同　宮城　直樹
警察庁に出向させる
（警察庁交通局交通企画課長）
警視監　早川　治
国土交通事務官（大臣官房審議官）に昇任させる
（東北地方整備局企画部長）国土交通技官　鈴木　研司
大臣官房付に転任させる
（中国地方整備局河川部長）同　渡邉　泰也
東北地方整備局企画部長に配置換する
（水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室長）同　若林　伸幸
中国地方整備局河川部長に転任させる
（関東地方整備局京浜河川事務所長）同　藤井　政人
総合政策局公共事業企画調整課事業総括調整官に転任させる
（国土技術政策総合研究所河川研究部河川研究室長）同　服部　敦
関東地方整備局京浜河川事務所長に転任させる
（警察庁長官官房付）警視長　木下　慎哉
国土交通事務官（国土地理院総務部長）に転任させる
（総合政策局公共交通政策部交通支援課長）国土交通事務官　髙桒　圭一
警察庁に出向させる
（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構企画調査部長）　杉山　忠継
国土交通事務官（総合政策局公共交通政策部交通支援課長）に採用する（以上八月十日）
（大臣官房付）国土交通事務官　柳原　拓治
（関東地方整備局東京港湾事務所長）国土交通技官　小澤　康彦
辞職を承認する（各通）（八月三十一日）
（復興庁統括官）復興事務官　内海　英一
国土交通事務官（大臣官房付）に転任させる
辞職を承認する
（大臣官房付）国土交通事務官　樺島　徹
復興庁に出向させる
（土地・建設産業局地価調査課長）同　上野　賢一
大臣官房付に配置換する
（大臣官房付）同　古川　陽
土地・建設産業局地価調査課長に配置換する
（北陸地方整備局港湾空港部港湾空港企画官）国土交通技官　辻　誠治
関東地方整備局東京港湾事務所長に転任させる
（以上九月一日）

皇室事項

信任状捧呈式

九月七日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在コソボ国特命全権大使レオン・マラゾーグの信任状捧呈式を行われた。
九月七日午前十一時、宮中において、新任駐在コロンビア国特命全権大使ガブリエル・アンドレ・ドゥケ・ミルデンベルグの信任状捧呈式を行われた。

御祝電

天皇陛下は、九月八日マケドニア旧ユーゴスラビア共和国の独立記念日につき、同月七日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

近畿地方整備局公示

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第五条の二第一項の規定により、公園と農業用水路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条二項の規定に基づき公示する。
その関係図書は、近畿地方整備局及び同局国営飛鳥歴史公園事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成二十八年九月九日
近畿地方整備局長　池田　豊人
一　公園の名称　国営飛鳥・平城宮跡歴史公園（キトラ古墳周辺地区）
二　兼用工作物の位置　奈良県高市郡明日香村大字阿部山、大字檜前
三　管理者の氏名及び住所
氏名　農業用水路管理者　明日香村長
住所　奈良県高市郡明日香村大字岡五十五番地
四　管理者が行う兼用工作物の管理の内容　兼用工作物の新設、改築、維持及び修繕
五　管理の期間　平成二十八年九月二十四日から農業用水路の存続する日まで